

指定管理者評価判定結果報告書

令和 8年 7月 3日

高 浜 市 長 殿

高浜市指定管理者選定評価委員会

委員長 古 橋 知 美 印

令和7年度の指定管理者の評価の判定結果について、高浜市指定管理者の評価に関する指針第8の規定により報告します。

1. 施設の名称	①高浜市南部ふれあいプラザ ②高浜市南部第 2 ふれあいプラザ			
2. 指定管理者の名称	特定非営利活動法人 高浜南部まちづくり協議会			
3. 指定期間	①令和6年 4月 1日 ～ 令和11年 3月31日 ②令和6年 4月 1日 ～ 令和11年 3月31日			
4. 協定書・事業計画書等に基づく管理の概要	・プラザの利用及びその制限に関する業務 ・高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例第3条の事業の運営に関する業務 ・プラザの利用に係る料金の徴収に関する業務 ・プラザ施設及び設備の維持管理に関する業務 ・その他市長が必要と認める業務			
5. 大分類項目の評価				
項 目	満 点	評 点	満点に対する割合	判定結果
① 総則に関する事項	25点	25点	100%	A
② 施設設備の維持管理に関する事項	25点	25点	100%	A
③ 運営及びサービスの質の向上に関する事項	50点	46.8点	93.6%	A
6. 総合評価				
項 目	満 点	評 点	満点に対する割合	判定結果
総合評価	100点	96.8点	96.8%	A
7. 評価結果についての講評				
別紙のとおり				

「評価結果についての講評」

- ◆今回の評価結果より、これまで積み重ねてきた指定管理者のノウハウが十分活かされていると思いますので、引続き地域コミュニティの貴重な機会の場合として、適切に管理されていくことを期待しています。
- ◆指定管理の目的のひとつに運営及びサービスにおける質の向上があるところ、直営に比べ良好な様子がうかがえる。また、自主事業の実施も高評価であり、指定管理の効果が期待できると判断した。
- ◆南部ふれあいプラザの見学・利用等（他のプラザも同じ）がないので、評価項目についても判らずじまい。他のふれあいプラザの視察もやって行きたい。
- ◆長く続くまちづくりの活動に、変わらず势力的に働きかけている。委員も施設を利用した際、職員が明るくあいさつし対応された。部屋も整えられており、利用しやすかった。マルシェなど新たな事業展開により、若い方の参加も期待される。
- ◆事業計画等に基づき施設の運営管理がされている。施設内部の案内についても利用者の立場を配慮した取り組みが実施されている。